

令和元年 7 月 22 日

株式会社ワールドイノベーションラブオールの名義で行われる「PRPシステム」と称する役務の訪問販売に関する注意喚起

消費者庁は、令和元年 7 月 19 日、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」といいます。）に規定する訪問販売を行っている W I L L 株式会社（以下「ウィル」といいます。）及びウィルの関連法人 7 社に対して、特定商取引法に基づき、24 か月又は 18 か月の業務停止命令及び指示（以下「本件業務停止命令等」といいます。）を行いました。

本件業務停止命令等を行うに当たって消費者庁が認定したウィルの特定商取引法に違反する行為は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に規定する消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知）に該当するところ、消費者庁の調査の結果、消費者庁が本件業務停止命令等を行った後、この行為が、株式会社ワールドイノベーションラブオール（以下「ワールドイノベーションラブオール」といいます。）の名義で行われる可能性が高いことが確認されました。

このため、消費者安全法第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 事業者の概要（注 1）

名 称	W I L L 株式会社（法人番号 5011001107596）
所在地	東京都渋谷区恵比寿南 1 - 1 - 10
代表者	中井 良昇

名 称	株式会社ワールドイノベーションラブオール（法人番号 7010401144454）
所在地	東京都港区白金台三丁目 15 番 11 - 307 号
代表者	猪木 啓介

（注 1）商業登記されている内容です。

2. ウィルの特定商取引法に違反する行為の内容

（1）「PRPシステム」という事業

ウィルは、「PRPシステム」と称して、IP 電話機能、カラオケ、ゲームなど複数種類のアプリケーションが読み込まれた「w i l l f o n ライセンスパック」と称するカード型 USB メモリ（以下「本件商品」といいます。）を、これを購入した相手方（以下、単に「相手方」といいます。）から賃借した上で、これに読み込まれたアプリケーションを第三者に有償で利用させる事業（以下「本件商品の運用事業」といいます。）に用いて、この事業により得られた収益から、本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を、3 年間にわたり 36 回に分けて相手方に支払うとされる役務（以下「PRPシステム」と称するシステム全体を「本件役務」といいます。）を提供する事業を行っています。

また、ウィルは、ホテルのセミナー会場、飲食店等のウィルの営業所等以外の場所において、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」といいます。）の申込みを受け、又は本件役務提供契約を締結していることから、このようなウィルが行う本件役務の提供は、特定商取引法上の訪問販売に該当します。

（２）消費者庁が認定したウィルの特定商取引法に違反する行為の内容（注２）

（注２）詳細は、本日付け「特定商取引法違反の訪問販売業者８社に対する業務停止命令（２４か月又は１８か月）及び指示について」に記載されております。

ア ウィルは、遅くとも平成３１年１月以降、ウィルのみで又はウィルの関連法人７社と連携共同して、訪問販売に係る本件役務提供契約について勧誘をするに際し、「アプリケーションをね、みなさんの携帯電話の中に、例えば月額２００円とか３００円ですべて使っていただく。これ課金っていうんですけど。」「たかが１００円とか５０円なのに、世界中の人たちがみんなダウンロードすることによって、これが課金のビジネスになっているんですが。」「様々な自分の生活シーンにあわせて、ダウンロードすることによってですね、要はこの事業利益っていうのが上がってくるわけですよ。そういった様々な事業利益ね、弊社に入ってくる事業利益の中から」、「レンタルフィーをお支払いしますよというのがPRPの仕組みなんです。」などと、あたかも本件商品の運用事業により得られた収益から、本件役務提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのように告げています。

イ しかし、実際には、ウィルの総売上高の９９パーセントを本件商品の販売による売上が占めており、本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではありません。

前記アのウィルの行為は、ウィルが消費者に提供する本件役務の内容につき不実のことを告げるもの（不実告知）であって、特定商取引法の規定に違反するものです。

３．消費者庁が確認した事実

（１）消費者庁が認定したウィルの特定商取引法に違反する行為は、消費者安全法が規定する消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知）にも該当します。

（２）消費者庁による調査の結果、ワールドイノベーションラブオールは、ウィルとは別の平成３１年３月に設立された法人であるところ、遅くとも同年４月以降、以下のことが確認されています。

ア ウィルが、ウィルの関係者に対し、ウィルの社名をワールドイノベーションラブオールに変更する旨説明していること。

イ ウィルが主催する本件役務提供契約について消費者を勧誘するためのセミナーにおいて、ウィルの会長がワールドイノベーションラブオールの会長と紹介されていること。

ウ 従前はウィル名義で行われていた「w i l l f o n」と称するテレビ電話についての広告が、令和元年６月以降、ワールドイノベーションラブオール名義で行われていること。

そのため、今後、ウィルの本件役務を提供する事業と同種又は類似の事業がワールドイノベーションラブオール名義で行われ、これに伴い、前記２．（２）アのウィルに

よる消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知）と同種又は類似の行為が、ワールドイノベーションラブオール名義で行われる可能性が高いと認められます。

(3) ウィルは、少なくとも平成 30 年 12 月の時点で、約 447 億円の賃借料の支払債務を既に負っていましたが、平成 31 年 1 月以降も訪問販売によって顧客数を増加させている一方で、ウィルの財政状態は、前記 2. (2) イのとおり、その総売上高の 99 パーセントを本件商品の販売による売上が占めており、本件商品の運用事業からほとんど収益を得ていないと認められます。これらからすれば、今後、重大な消費者被害が生じる可能性があります。

今後、ウィルの本件役務を提供する事業と同種又は類似の事業がワールドイノベーションラブオール名義で行われれば、その事業の同種性及び類似性から、同様に、重大な消費者被害が生じるおそれがあります。

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- 今後、本件役務について、ワールドイノベーションラブオール名義で、ウィルと同様の勧誘行為が行われ、本件商品の購入代金相当額を上回る本件商品の賃借料を 3 年間にわたり 36 回に分けて相手方に支払うなどとして、消費者にとって魅力的な取引が持ちかけられる可能性が高いですが、前記 2 のとおり、ウィルにおいては、実際には本件商品の運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っているわけではないことや、既に多額の賃借料の支払債務が生じていることを考慮して、そのリスクを慎重に検討してください。
- 高額な利子など、他の取引と比較して非常に有利な条件での取引は、消費者にとって相当程度のリスクがある場合があります。そのような取引を行う場合には、リスクも十分に検討するようにしてください。
- 先進的なビジネスが好調であることやその将来性を強調して事業者との取引を促す勧誘を受けた場合には、そのようなビジネスに告げられたような実態があるか否かを慎重に確認するようにしてください。

○ 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188（いやや!）** ※局番なし

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
電話 03-3507-9187

